



年休失効は要員不足が原因！要員配置をせよ！ 5日前勤務確定では生活設計が立てられない！ 年休裁判大阪、証人尋問行われる！

大阪地方裁判所において12月27日、年休裁判大阪訴訟第20回口頭弁論が開かれ、原告である大谷川公明さんが証言台に立ち、証人尋問が行われました。また、被告・会社側の証人である中西剛関西支社管理部人事課長（当時）と、川村厚司大阪第二運輸所運転科長（当時）の証人尋問も行われました。

大谷川さんは主尋問で、年休時季指定に対して会社の時季変更権行使により年休が失効したこと。これは要員不足が原因であること。予備勤務者の空白日や5日前にならないと勤務が確定しないことで生活設計が立てられないことなどを証言しました。

会社弁護士による反対尋問では、大谷川さんは挑発に乗ることなく怒りを込めて反論しました。また会社弁護士は、いわゆる「212裁判」の高裁判決を持ち出し「20日までの年休申し込みは仮の申し込みと認められている」などと難解な解釈を展開しましたが、裁判長から「それは裁判所が判断する」と一蹴され、傍聴者の失笑を買いました。

一方、被告証人の中西人事課長は主尋問こそ、スラスラと証言しましたが、反対尋問では「要員不足の無いよう要員配置していた」ことなどについて、具体的な質問には「分からない」を連発するなど誠実な証言とは言いがたいものでした。また、川村運輸科長への反対尋問では、自らが作成したという「陳述書」で、大阪第二運輸所では使わない「特認休暇」という文言を使っていることで、東京訴訟の陳述書をコピーしたことが疑われるなど、証言の信憑性も疑問視されかねないものでした。



次回、第21回口頭弁論（結審）は2023年2月27日（月）13時15分より、大阪地裁809号法廷にて行われます。